

令和6年度第2回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年1月29日(水)
開 会 13時30分
閉 会 15時00分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 議 題 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」
「重大事態の調査に関するガイドライン改訂について」(公開)
「八千代市のいじめ問題の現状と課題」(非公開)
- 4 出席者名 委 員 荻野信治, 菊地由紀子, 原山賢, 太田信子, 土井弥寿子,
野原宏太, 杉崎有衣, 大小田泰一郎, 高倉啓安, 松本亮二,
高原敬介, 加藤英昭, 丹治貴史, 宍浦重智
事務局 兒玉健司, 宗像洋, 向智広, 新井宣弘, 清水俊輔, 福田恭子
- 5 公開又は非公開の別 一部非公開
- 6 非公開の理由 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報交換があり, 個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)
- 7 傍聴人定員及び傍聴人数 定員5名(傍聴0名)

8 審議内容等

高原会長

では, 条例第6条第2項の規定により定足数を確認いたします。

委員数15名, 出席者数14名, 欠席者数1名。

よって, 本協議会は成立いたします。

本協議会は, いじめの未然防止や早期発見, 初期対応等について協議するとともに, 当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的とすることをご確認ください。また, 本日予定されております議事のうち, 「協議」では, 八千代市審議会等の公開に関する要領第4条第2号に該当する個人情報扱う可能性があることから, 会議の非公開を求めます。よろしくお願ひします。それでは, 次第に従って, 進めてまいります。報告・説明事項について, 事務局お願ひします。

事務局
(新井)

【スライド3】

事務局より「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」と「重大事態の調査に関するガイドライン改訂について」の2点について報告させていただきます。

【スライド4】

1点目「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」です。本調査は文部科学省が全校児童生徒を対象に毎年4月に実施しています。調査の対象期間については令和5年度内となっています。詳細な結果については文部科学省のホームページより閲覧可能になっています。

【スライド5】

はじめに, いじめの認知件数の推移についてです。全国のいじめの認知件数は小中学校でいずれも過去最多となりました。増加の背景として, いじめ防止対策推進法

におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する細かな見取り、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられるという文部科学省の分析があります。

【スライド6】

続いて、いじめの解消状況についてです。年度末時点でのいじめの解消状況については、77.5%となりました。初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられます。一方でSNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組んでいる傾向も考えられます。全校種の7.5%、小中学校で認知した7.4%は解消へ向けての取組中で3カ月以上の長期化しているものになっています。

【スライド7】

次にいじめの重大事態についてです。いじめ防止対策推進法第28条において、次に掲げる場合を重大事態と定めています。

一「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

この際には同様の事態の再発防止のため、速やかに事実関係を明確にするための表示の流れに従って調査を行うこととなっております。

【スライド8】

全国におけるいじめの重大事態の発生件数についてです。小学校で548件、中学校で491件であり、いずれも過去最多となりました。増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになった一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があったことなどが考えられます。なお、重大事態のうち、約4割は重大事態として把握する以前にはいじめとして認知されていなかったという調査結果があります。

以上、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」とさせていただきます。後ほどの協議の際にもご参照いただきたいと思います。

【スライド9】

続きまして、「重大事態の調査に関するガイドライン改訂について」報告を行います。令和6年8月にガイドラインの改訂が行われました。

【スライド10】

改訂に至った背景として、いじめ防止対策推進法の施行から10年の中で生じた課題の解消を目的としています。対応の明確化、円滑な調査の実施、さらには児童や保護者に寄り添った対応を促す内容となっております。主な改定内容の概要が資料に載っています。本市においてもこれまで同様、ガイドラインの各校への周知、およびガイドラインに沿ったいじめの重大事態への対応を推進していきたいと思っております。以上で報告を終わります。

高原会長

ただいま事務局から「報告・説明事項」について説明がりましたが、事務局の説明につきまして、質問等がありましたら、お願いします。
いじめの認知件数は、過去最多という結果になっています。

土井委員	これは八千代市における数値ですか。
事務局 (新井)	ただいま示した資料は全国の調査結果になっています。
土井委員	では詳細な分析は難しいかもしれませんが、3か月以上の長期化している件数と重大事態の件数は比例しているかなどの分析はありますか。
事務局 (新井)	重大事態となっている事案は多くが長期化しているケースであると把握していますが、長期化している事案が全て重大事態となっているということではないと認識しています。その割合等については、公表がないため、把握できておりません。
高原会長	7～8年ぐらい前までは、都道府県別に見ると、認知件数一番多かったのは千葉県でした。それは県教育委員会も話をしていた、いじめがすごく多いということより、法に則った認知が進んでいたと理解しておりました。今はその認知が進んで、子どもの数が増えれば、いじめの認知も増えていく。今は東京都が一番になっていますけれど、そういった経緯もありますので、参考にさせていただければと思います。認知をしっかりとしているという見方です。 他いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。